



(西暦)

年

月

日発行

土・日ジャンボ市



テナント入店許可証

屋号(社名)：

力 ナ：

カナ：

責任者氏名：

住 所：〒

電 話：

F A X：

緊急連絡先：
(携帯など)

主力商品：

テナント料： % 共益費： 円 / 日

水光費：【電気】

【水道】

入店開始日：(西暦) 年 月 日 ~

振込先 要別添：通帳コピー

北日本銀行 本町支店の場合、手数料割引

銀行名：

銀行コード：

支店名：

支店コード：

口座種類： 当 ・ 普

口座番号：

事務所記載項

テナントコード：

銀行専用コード：

税 8 JAN：内

/外

税10JAN：内

/外

別紙入店厳守事項を遵守することを絶対条件とし、

土日ジャンボ市 ・ じゃんまる 市場内での営業を許可する。

(株)流通技研 代表取締役

小苺米 基弘 印

<< 入店厳守事項 >>

- 1 . 各店の取扱商品はすべて責任をもって保証できる商品であること。
- 2 . 販売活動にあたって、言動、服装、身だしなみ、接客応対等に関しては十分に配慮し、お客様へ不快の念を与えないこと。
- 3 . お客様に対する商品・金銭の授受は公明正大・誠心誠意行い、疑義の生じないようにすること。
- 4 . 売場作りについては、指示に従ってお客様の通路を十分に確保し、開店30分前には販売できる体制を整えること。
- 5 . 売場面積は指定された場所を有効に活用し、許可無く他の売場への侵害や通路への侵害はしないこと。
- 6 . 前日の作業準備や売場作りは午後7時までに完了のこと。
- 7 . 営業日以外の売場への出入りは 流通技研 の許可を得ること。
- 8 . 各売場や通路・作業場は常に清掃（冬季は除雪）をし、整理・整頓を行うこと。
- 9 . 各自で使用する器具備品（販売・運搬・清掃・除雪）は各自で準備し、その保管も責任を持って管理すること。無断で他人のものは使用しないこと。
- 10 . 電気器具や備品、特殊器具・危険器具等の使用については、流通技研 に許可を得ること。
- 11 . 電気の使用については、各指定された場所、容量内で使用すること。
- 12 . 共同施設（トイレ・食堂・ゴミ置場・駐車場・上下水道）等の使用にあたっては、細心の注意を払いその保全に協力すること。
- 13 . 各売場の販売員は、次の教育訓練を行ってから配置すること。
 - （1） 販売員にふさわしい身だしなみであること。
 - （2） 販売用語や金銭受け渡しの接客訓練を行うこと。
 - （3） 苦情対応の仕方や、方法を教えること。

<< 入店厳守事項 >>

- (4) 商品知識の必要な分野はあらかじめ教育しておくこと。
 - (5) 売場や作業場を絶えず整理整頓・清掃を出来るよう教育しておくこと。
 - (6) 各施設の利用の仕方や休憩の取り方などの就業の基本を教えること。
 - (7) その他お客様からよく聞かれそうなことを教えること。
- 1 4 . お客様からの苦情に対する対応は 迅速に行い、原則として 流通技研 へ必ず報告すること。
- 1 5 . 売場やお客様の見える所での食事はしないこと。
- 1 6 . 閉店作業は営業時間終了の音楽が鳴ってからにすること。
- 1 7 . 土・日の営業が終わったならば残品は原則として持ち帰ること。
- 1 8 . 営業日以外に商品の放置や器具備品等の盗難等については、流通技研 は一切責任を負わないことを了承すること。
- 1 9 . 閉店後は戸締り確認を行い 流通技研 へ安全報告をし、再度確認を受けること。
- 2 0 . 特にゴミの処理（分別を行う）、清掃、火の元、生ゴミの処理については指示に従い、近所へ迷惑をかけないように十分に配慮すること。
- 2 1 . 駐車場はお客様の駐車優先である。したがって、従業員及び営業車は指示された場所へ整然と駐車させること。駐車場においての事故発生の処理は当事者間で解決のこと。
- 2 2 . 当日の売上金は、その売場の最高責任者が流通技研 の指定する方法で、全金種確認の上 流通技研事務所 へ届けること。
- 2 3 . 以上項目以外については（株）流通技研 の指示に従うものとする。
- 2 4 . 上記厳守事項を遵守しない者については、退店をさせることがある。